

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 20 日

保育所等訪問支援事業所
管理者各位

長崎市障害福祉課長
(公 印 省 略)

保育所等訪問支援に係る注意事項について（通知）

平素より、本市の障害児福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月 1 日より保育所等訪問支援の支給決定に係る提出書類の変更をお願いしております。

このことについて、これまでに各保育所等訪問支援事業所から提出された書類により支援内容等を確認したところ、別添のとおり支援の内容が曖昧なものや記録内容が十分でないものなどが多数ありましたので、今後本事業を行う上でご注意いただきたい点についてお知らせいたします。

保育所等訪問支援事業は、児童福祉法に基づき、利用児童の心身の状況や特性を踏まえて適切な支援を提供することが求められておりますので、注意事項を参考に適切な支援を実施し、継続して支援をしていただく際には、これまでの具体的な支援内容等が分かる所定の書類を提出していただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記担当係までご連絡ください。

問合せ先
長崎市福祉部障害福祉課支援係
Tel : 095-829-1141（直通）

	項目	注意事項
1	サービスの提供時間	<p>現在までに提出されたケースの大部分においてサービスの提供時間が1時間未満と記載されており、30分との記録も確認しております。</p> <p>令和6年7月こども家庭庁改定の保育所等訪問支援ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）では、保育所等訪問支援が、こども本人の行動観察や、集団生活への適応や日常生活動作の支援、訪問先施設のこどもへの支援力向上のための支援を丁寧に行うものであることを踏まえると、①こども本人や訪問先施設の職員に対する支援は1時間程度、②訪問支援後のカンファレンス等を通じた訪問先施設への報告は30分程度行うことが基本とされております。</p> <p>長崎市においてもこの提供時間を基本と考えており、短時間の支援において十分な支援が行われたと評価することは難しいものと考えます。</p> <p>支援記録については、訪問支援後のカンファレンス等を含めた時間を記載するようにし、短時間の支援については支援の内容が十分か検討してください。</p>
2	訪問支援の内容	<p>ガイドラインでは、訪問支援の内容として、こども本人への支援（直接支援）、訪問先施設の職員への支援（間接支援）、家族に対する支援があげられています。</p> <p>提出された支援記録を確認したところ、訪問時のこどもの様子の記載がなく、直接支援・間接支援・家族支援のいずれについても支援の内容が曖昧なものが散見されています。</p> <p>保育所等訪問支援は支援の目標・具体的な支援内容等を定めた個別の保育所等訪問支援計画に基づき支援を行うものです。実施した支援の内容を支援記録に記載してください。特に、支援時間、（直接・間接）支援内容、カンファレンスの内容（カンファレンス出席者の職・氏名を含む）、保護者への報告内容については必ず具体的に記載してください。</p> <p>また、保育所等訪問支援は訪問支援員がいない場面でも訪問先施設の先生自身や訪問先施設が自立的に考えていけるように支援することが目的であることから、訪問時における支援の内容（どのような意図をもって支援を行ったかの説明も含む）のフィードバック、次回訪問時までには訪問先施設で取り組むべき課題、こどもへの関わりにおいて留意すべき点などについてしっかりと伝達することが重要であることを再度確認し、訪問支援員に周知してください。</p>

3	訪問頻度	<p>ガイドラインでは、訪問頻度は2週間に1回・ひと月に2回程度を基本としています。</p> <p>提出された支援記録を確認したところ、1週間に2回の訪問や連続した2日間の訪問の実績が確認できますが、高頻度で訪問する必要性が書類上では確認できませんでした。</p> <p>例えば、進級したばかりで手厚い支援を要する・大きな行事の前で個別の支援を要する課題があるなど、連続した訪問や集中して訪問する必要性がある際は、支援記録に記載するようにしてください。</p>
4	訪問支援従事者名	<p>支援記録において、訪問支援員の氏名が記載されていないものが散見されています。支援を実施した職員名を記載するようにしてください。</p>
5	支援の更新の必要性の評価	<p>事業者意見書の記載について、「評価結果」欄には療育の必要性についてではなく、<u>保育所等訪問支援の更新の必要性について、訪問先施設・保護者の意見を記載</u>してください。</p>
6	家族支援	<p>事業者意見書を確認したところ、保護者からの意見として、「訪問先施設での児童の様子を知りたい」など、保護者への報告が適切にされているのか疑義が生じるケースが多数ありました。</p> <p>ガイドラインでは、家族に対する支援として、訪問先施設におけるこどもの様子や訪問先施設の職員のこどもへの関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えることが必要とされています。また、その際にこどもの育ちの安定につながるよう、保育所等訪問支援の中で家庭生活においても活かすことができる内容についても丁寧に伝えていく視点が重要とされています。</p> <p>家族への報告内容については、実施した日付・内容などを記録に記載するようにしてください。</p>
7	学校等における支援の内容	<p>事業者意見書を確認したところ、学校から学習活動上の補助としての役割を求められていると考えられるケースがありました。</p> <p>保育所等訪問支援は学校等の人員不足を補う支援ではないため、保育所等訪問支援の中でのこどもへの直接支援と学校の特別支援教育支援員等による個別支援を明確にしていくようにしてください。</p>
8	保育所等訪問支援の目的	<p>保育所等訪問支援の支給決定を受けている大半のケースで保育所等訪問支援の利用更新が続いています。</p> <p>訪問先施設で当該児に対応する先生が代わること等で、引き続き支援を要することがあることは理解できますが、保育所等訪問支援は訪問支援員がいない場面でも訪問先施設の先生自身や訪問先施設が自立的に考えていけるように支援することが目的であることから、適切な支援を行い、サービス担当者会議やモニタリングにおいて訪問の頻度や間隔、支援を終結できるケースがないか検討を行ってください。</p>
9	支援の流れ	<p>ガイドラインでは、保育所等訪問支援においては、①こども本人に対する支援、②訪問先施設職員に対する支援、③カンファレンス（訪問先施設へ</p>

	<p>の報告等)、④保護者への報告、⑤訪問支援の記録、の一連の流れを支援と しています。</p> <p>上記①～⑤の全ての支援を実施することで1回の支援とみなしますので、 給付費の請求に際しては支援内容に遺漏がないか確認してください。</p>
--	---